

令和7年第1回（3月）

川口市議会定例会

一般議案（追加）

（議案第87号～議案第90号）

令和7年第1回（3月）川口市議会定例会追加議案目次（一般議案）

議案第	87号	川口市印鑑条例の一部を改正する条例……………	1
議案第	88号	川口市景観形成条例の一部を改正する条例……………	2
議案第	89号	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……	3
議案第	90号	川口市資材の適正な屋外保管に関する条例……………	5

議案第 87号

川口市印鑑条例の一部を改正する条例

川口市印鑑条例（昭和49年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 2 前条第3項及び前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）の交付を受けているものが、前項本文の規定による申請をしようとするときは、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）の提示をもって、登録証の添付に代えることができる。
- 第17条第1号中「第15条」を「第15条第1項」に、「を行う」を「があった」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月13日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 88号

川口市景観形成条例の一部を改正する条例

川口市景観形成条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（令和3年条例第53号）第2条第3号に規定する資材」を「土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、建築用の材料その他これらに類するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年3月13日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 89号

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「1人につき217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

12,500 ^円	13,350 ^円	14,200 ^円
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

を

「

12,900 ^円	13,700 ^円	14,500 ^円
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

に改める。」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市消防団員等公務災害補償条例第6条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた川口市消防団員等公務災害補償条例第6条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第5条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」とい

う。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和7年3月13日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 90号

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、資材の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された資材の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資材 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、建築用の材料その他これらに類するものとして規則で定めるものをいう。ただし、法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。
- (2) 屋外保管 屋外の一定の場所において資材の保管（資材の堆積、破砕、選別、積替えその他の作業を含む。）をすることをいう。
- (3) 資材置場 屋外保管を行う場所をいう。
- (4) 資材置場事業者 屋外保管を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を推進するものとする。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、関係行政機関と連携し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(資材置場事業者の責務)

第4条 資材置場事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管を行うほか、法令等に従って当該資材置場を適正に管理運営しなければならない。

- 2 屋外保管を行おうとする者は、屋外保管の用に供するものとして土地を譲り受

け、又は使用しようとするときは、その旨を土地の所有者に説明しなければならない。

3 資材置場事業者は、自己の管理する資材置場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(土地の所有者の責務)

第5条 土地の所有者は、屋外保管の用に供するものとして当該土地を提供しようとする場合において、当該屋外保管により市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障があると認める場合は、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 土地の所有者は、当該土地に設置された資材置場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(事前協議)

第6条 第9条第1項の許可の申請をしようとする者（以下「事業予定者」という。）は、規則で定めるところにより、当該申請に係る屋外保管に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議が終了したときは、規則で定めるところにより、その旨を書面により事業予定者に通知しなければならない。

(住民への周知)

第7条 前条第1項の規定による協議が終了した事業予定者は、規則で定めるところにより、当該協議に係る屋外保管を行おうとする資材置場の周辺に居住する者その他の規則で定める者（附則第9項において「周辺住民等」という。）に対し、事業計画の概要その他規則で定める事項を周知させるため、個別の訪問、説明会の開催その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 事業予定者は、前項の措置を講じたときは、遅滞なくその概要を市長に報告しなければならない。

(事前協議の内容の変更)

第8条 事業予定者は、第6条第2項の規定による通知を受けた後に、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、市長と再度協議しなければならない。ただ

し、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の規定による協議について準用する。

3 事業予定者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするとき、又は事業計画を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(屋外保管の許可)

第9条 屋外保管を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、当該屋外保管を行おうとする資材置場ごとに、市長の許可を受けなければならない。

(1) 当該資材置場の区域の面積（区域が隣接する2以上の資材置場であって、その形状、利用状況等により一体をなしていると市長が認めるものにあつては、当該区域が隣接する資材置場の各区域の面積の合計。第11条において同じ。

）が100平方メートルを超えない場合

(2) 当該資材置場が次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 工事を施工するために現場に設けられるものその他市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に支障がないと認められるものとして規則で定めるもの

イ 公益性又は緊急性が高いと認められる事業の実施に必要なものとして規則で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 資材置場の所在地及び区域の面積

(3) 資材置場において保管する資材の種類

(4) 資材置場の構造

(5) 資材の保管の方法

(6) 火災予防上の措置

(7) 騒音又は振動の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 資材置場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 資材置場の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (3) 資材置場内の配置図
 - (4) 資材の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
 - (5) 申請に係る資材置場の用に供する土地の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 4 第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年とし、同項の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 前項の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- （許可の基準等）

第10条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の許可の更新の場合にあっては、第4号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 次条に規定する基準並びに第17条第2号（アを除く。）、第3号（アを除く。）及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していること。
- (2) 前条第1項の許可の申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの、建築基準法（昭和25年法律第201号）若しくは宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しく

はこの条例に基づき処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 当該申請に係る資材置場において、屋外保管を適正に管理するための現場責任者を置くこと。

(4) 申請者が、当該申請に係る資材置場について第7条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしていること。ただし、第7条第1項ただし書（第8条第2項において準用する場合を含む。）の場合は、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の許可に、市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 前条第1項の許可を受けた者（以下「資材置場許可事業者」という。）は、当該許可に係る資材置場の設置等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した届出書を提出して検査を受け、当該資材置場が次条に規定する基準並びに第17条第2号（アを除く。）、第3号（アを除く。）及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していると認められた後でなければ、屋外保管を行ってはならない。

（資材置場の立地基準及び構造基準）

第11条 資材置場（第9条第1項の許可を要するものに限る。）の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 資材置場（その区域の面積が500平方メートル未満のものを除く。）の区域が、規則で定める方法により、幅員4メートル以上の公道でその両端が当該

公道の幅員以上の幅員を有する公道に接続しているものに接していること。ただし、その周囲の状況により交通及び市民の生活の安全の確保に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 資材置場の場所の土地の地形及び地質が市民の生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障がないものであること。

2 資材置場（第9条第1項の許可を要するものに限る。）の構造は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 資材置場の区域の境界の内側に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲い（規則で定めるものに限る。）が設けられていること。ただし、その周囲の状況により立入りの防止及び市民の生活の安全の確保に支障がないと市長が認める場合は、その全部又は一部を設けないことができる。

(2) 屋外保管をする資材の荷重が前号の囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

(3) 資材置場（その区域の面積が500平方メートル未満のものを除く。）の区域の境界と第1号の囲いとの間に、2メートル以上の空地を設けること。ただし、その周囲の状況により市民の生活の安全の確保に支障がないと市長が認める場合は、その全部又は一部を設けないことができる。

（変更の許可等）

第12条 資材置場許可事業者は、第9条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第6条第1項中「第9条第1項」とあるのは「第12条第1項」と、「者（以下「事業予定者」とあるのは「第9条第1項の許可を受けた者（以下「資材置場許可事業者」と、「屋外保管」とあるのは「屋外保管の変更」と、同条第2項、第7条並びに第8条第1項及び第3項中「事業予定者」とあるのは「資材置場許可事業者」と、第7条第1項中「前条第1項」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する前条第1項」と、第8条第1項中「第

6条第2項」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する第6条第2項」と、同条第2項中「前2条」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する前2条」と、「前項」とあるのは「同項において読み替えて準用する前項」と、第10条第1項及び第2項中「前条第1項」とあるのは「第12条第1項」と、同条第1項中「各号（同条第4項の許可の更新の場合にあっては、第4号を除く。）」とあるのは「各号」と、同項第4号中「第7条第2項（）」とあるのは「第12条第2項において読み替えて準用する第7条第2項（第12条第2項において読み替えて準用する）」と、同号ただし書中「第7条第1項ただし書（）」とあるのは「第12条第2項において準用する第7条第1項ただし書（第12条第2項において読み替えて準用する）」と、同条第3項中「前条第1項の許可を受けた者（以下「資材置場許可事業者」という。）」とあるのは「資材置場許可事業者」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、資材置場許可事業者は、一部の種類の資材の保管をやめたとき、又は規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、変更をした日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 資材置場許可事業者は、屋外保管を廃止したときは、規則で定めるところにより、廃止をした日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出るとともに、規則で定める基準に従い、市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

（許可を得た者以外の屋外保管の禁止）

第13条 資材置場許可事業者は、第9条第1項の許可に係る資材置場において、当該資材置場許可事業者以外の者に、屋外保管を行わせてはならない。

（資材置場許可事業者に対する勧告及び命令）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資材置場許可事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第9条第1項の許可に係る資材置場が第11条又は第17条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (2) 資材置場許可事業者が第10条第1項第3号に規定する現場責任者を置いて

いないとき。

(3) 資材置場許可事業者が第10条第2項（第12条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による勧告（同項第1号又は第3号に係るものに限る。）を受けた資材置場許可事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該資材置場許可事業者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可に係る資材置場が第11条又は第17条に規定する基準に適合しなくなつたと認める場合において、市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該資材置場許可事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第15条 市長は、前条第2項又は第3項の命令を受けた資材置場許可事業者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 資材置場の所在地

(3) 命令の内容

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

（許可の取消し）

第16条 市長は、資材置場許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第10条第1項第2号アからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第14条第2項若しくは第3項又は第20条第2項の規定による処分に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）

又は第12条第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市長は、資材置場許可事業者が第14条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

3 前2項の規定により許可を取り消された者（以下この項及び次項において「旧資材置場許可事業者」という。）は、当該取消しに係る資材置場を遅滞なく廃止しなければならない。この場合において、旧資材置場許可事業者は、当該資材置場の状況が規則で定める基準に適合していることについて、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。

4 旧資材置場許可事業者は、前項の規定により資材置場を廃止するまでの間、当該資材置場について第14条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。

（資材置場の保管基準）

第17条 資材置場事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。ただし、第9条第1項の許可を受けた者については第2号ア及び第3号アの規定、同項の許可を要しない者については第1号の規定は、適用しない。

(1) 資材置場を第11条第2項に規定する基準に適合するように維持すること。

(2) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 資材置場内において、資材を保管するための用に供する区画ごとに、その周囲に囲いが設けられていること。ただし、資材置場の区域の境界の内側に、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられている場合は、この限りでない。

イ 規則で定めるところにより、資材置場の区域の外部から見やすい箇所に資材置場である旨その他資材置場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ウ 資材置場の区域が塀その他の遮蔽物で区画されている場合は、当該区画された部分の外側であって、公道その他の人が容易に立ち入ることができる場所から資材置場の管理の状況を確認できるようにするために必要な措置を講じていること。

(3) 資材置場から保管している資材が崩落し、又は飛散しないよう、次のアからウまでに掲げる措置を講ずること。

ア 屋外保管をする資材の荷重が前号アの囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。

イ 容器を用いずに屋外保管をする場合は、積み上げられた資材の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める措置

(4) 資材置場の内部における火災の発生若しくは延焼又は当該資材置場の外部への延焼を防止するため、規則で定める措置を講ずること。

(5) 資材置場において騒音又は振動が発生する場合は、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

(6) 規則で定めるところにより、資材置場に関する苦情等の相談に応ずる者を置くこと。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、資材置場事業者、資材の運搬を行う者その他の関係者に対し、屋外保管に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、資材置場、資材置場事業者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故時の措置)

第20条 資材置場事業者は、屋外保管に係る事故により市民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直

ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、資材置場事業者が前項の措置を講じていないと認めるときは、当該資材置場事業者に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(許可等に係る意見聴取)

第21条 市長は、第9条第1項の許可(同条第4項の許可の更新を含む。)をしようとするときは、第10条第1項第2号エに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第16条第1項の規定により許可を取り消そうとするときは、第10条第1項第2号エに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(関係行政機関への照会等)

第22条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(巡視等)

第23条 市長は、屋外保管の状況を把握するとともに、不適切な屋外保管を防止し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、定期的な巡視その他必要な措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第24条 この条例の規定は、国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合その他法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為であつて、当該法令又は他の条例により市民の生活の安全の確保上又は生活環境の保全上必要な措置が図られているものとして規則で定めるものに係る屋外保管を行う場合には、適用しない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項又は第12条第1項（同条第3項に該当する場合を除く。）の規定に違反して、市長の許可を受けずに屋外保管を行った者
- (2) 不正の手段により第9条第1項の許可若しくは同条第4項の許可の更新又は第12条第1項に規定する変更の許可を受けた者
- (3) 第14条第2項若しくは第3項又は第20条第2項の規定による命令に違反した者

第27条 第10条第3項（第12条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、第11条に規定する基準並びに第17条第2号（アを除く。）、第3号（アを除く。）及び第4号から第6号までに掲げる基準に適合していると認められる前に屋外保管を行った者は、6月以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条の規定に違反して、定められた期限内に報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
（両罰規定）

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第30条 第12条第3項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第13項の規定は同年7月1日から、第26条から第29条までの規定は令和8年4月1日から施行する。

(川口市資材置場の設置等の規制に関する条例の廃止)

2 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（令和3年条例第53号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の許可を受けている者は、当該許可に係る資材置場について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第9条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により第9条第1項の許可を受けたものとみなされた者（以下「みなし資材置場許可事業者」という。）の当該許可に係る資材置場が第11条に規定する基準に適合しない場合においては、当該資材置場については、当該規定は、適用しない。この場合において、当該規定に相当する旧条例の規定があるときは、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者（みなし資材置場許可事業者及び第9条第1項各号の規定に該当する者を除く。以下「従前の資材置場事業者」という。）は、施行日から起算して6月を経過する日までの間に限り、同項及び第10条第3項の規定にかかわらず、引き続き当該屋外保管を行っている資材置場（以下「既存資材置場」という。）において屋外保管を行うことができる。この場合において、当該既存資材置場については、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、第17条の規定は、適用しない。

6 従前の資材置場事業者は、既存資材置場について、施行日から起算して6月を経過する日までの間に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をした従前の資材置場事業者は、当該届出に係る既存資材置場について、施行日に第9条第1項の許可を受けたものとみなす。

8 前項の規定により第9条第1項の許可を受けたものとみなされた従前の資材置場事業者の当該届出に係る既存資材置場については、第10条第3項、第11条及び第17条第1号の規定は、適用しない。

9 従前の資材置場事業者は、既存資材置場の周辺住民等から求めがあった場合は、規則で定める事項について説明しなければならない。

10 施行日前にされた旧条例第18条の規定による命令については、なお従前の例による。

11 施行日前に旧条例第18条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第7条第1項及び第2項、第15条並びに第16条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

12 施行日前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

13 第9条第1項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、第6条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議、第7条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置、第7条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告、第8条第1項の規定による協議及び同条第3項の規定による届出その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた協議、措置、報告又は届出は、施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

令和7年3月13日提出

川口市長 奥ノ木 信夫